

各種法令における定義等（年齢区分により対象を定めるもの）

法律名	呼称	定義
児童福祉法	児童	満 18 歳に満たない者
	乳児	満 1 歳に満たない者
	幼児	満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの者
母子保健法	新生児	出生後 28 日を経過しない乳児
	乳児	1 歳に満たない者
	幼児	満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
児童手当法	児童	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
児童扶養手当法	児童	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者、又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
	障害児	20 歳未満であって、1 級、2 級の障害等級に該当する程度（重度または中程度）の障害の状態にある者
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児	20 歳未満であって、1 級、2 級の障害等級に該当する程度（重度または中程度）の障害の状態にある者
	重度障害児	20 歳未満であって、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者
少年法	少年	20 歳に満たない者
	犯罪少年	罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者
	触法少年	14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
	特定少年	18 歳以上の少年
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20 歳に満たない者
子ども・子育て支援法	子ども	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
認定こども園法	子ども	小学校就学の始期に達するまでの者
児童の権利に関する条約	児童	18 歳未満のすべての者。（ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く）
介護保険法	第 1 号被保険者	65 歳以上の者
	第 2 号被保険者	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者
国民年金法	被保険者	日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者（第二号被保険者、第三号被保険者である者を除く）
高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療制度）	被保険者	75 歳以上の者、又は 65 歳以上 75 歳未満の者であって、政令で定める程度の障害の状態にある者
発達障害者支援法	発達障害児	発達障害者*のうち 18 歳未満の者

※「発達障害者」の定義は、「各種法令における定義等（年齢区分のないもの）」の「発達障害者」を参照。